

公文書不存在通知書

道 有 林 第 3 0 7 号
令和4年(2022年)6月10日

野 村 一 也 様

北海道知事 鈴木 直 道 

令和4年(2022年)5月27日開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	<蘭越町が公開した文書> 文書名:<蘭越町チセヌプリスキー場権利承継に係る確認事項:(有)JRTトレーディング> 文書に記された日付:2016(H28)年7月 文書の作成者:JRT 文書の宛先:後志総合振興局森林室主幹大島氏 <請求する文書> 上記文書に添付が明示された『チセヌプリスキー場コースセパレート予定図』 なお、蘭越町が公開した文書は、添付する。
2 不 存 在 の 理 由	請求のあった文書に関する公文書は、保存文書からは確認できず、現に保管していないため。
3 担 当 部 課 等	北海道水産林務部森林環境局道有林課道有林管理係 電話 011-204-5519
4 備 考	

- この不存在通知(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。